

「葛飾区子ども・子育て支援ニーズ調査」 ご協力をお願い

日頃から葛飾区政にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

突然のご案内で大変恐れ入りますが、葛飾区の子ども・子育て支援に関するアンケート調査にご協力くださいますようお願いいたします。

葛飾区では、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく新たな子ども・子育て支援の制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間で一期とする子ども・子育て支援事業計画を作成し、計画的に給付・事業を実施する準備を進めています（平成27年度から実施予定）。

この調査は、区が確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、住民の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行います。また、現在の区の子育て施策・事業についての評価についてももうかがい、今後の施策充実に努めて参りたいと考えています。

調査結果は、今後の葛飾区における子ども・子育て支援施策を検討する上で、大変重要な資料となります。お忙しいところ、大変恐縮ではございますが、本調査の趣旨にご理解いただき、ご回答いただきますよう、お願い申し上げます。

※ この調査は、区内にお住まいの小学校就学前のお子さん（平成19年4月2日～平成25年4月1日生まれ）から、無作為で6,000人を選ばせて頂き、その保護者の皆様にご協力をお願いするものです。

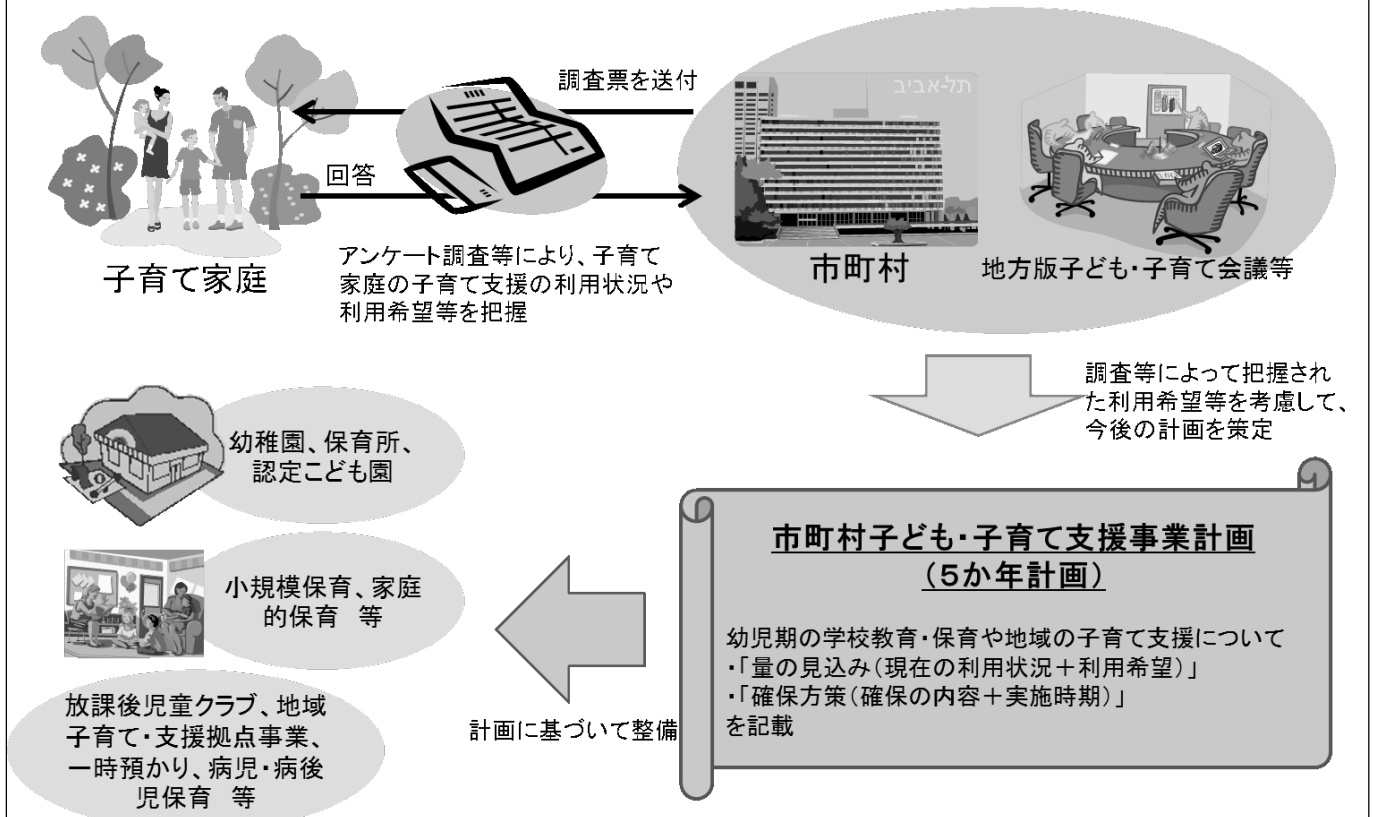
調査は無記名で行いますから、回答された方やご家族等が特定されることはありません。また、ここで回答していただいた内容（施設や事業の利用希望等）は、施設や事業の具体的な利用の可否を確認・決定するものではないので、将来、利用希望を変更していただくことは差し支えありません。

この調査票についてご不明な点がございましたら、お手数ですが下記までお問い合わせください。

調査主体：子ども・子育て支援新制度に関すること
葛飾区子育て支援部 育成課計画推進係
電話03-5654-8595
（受付時間：月～金 9時～17時 *祝日をのぞく）

委託先：調査の質問内容や回答方法等に関すること
株式会社 社会構想研究所 担当：森、斉藤
電話03-6430-9277
（受付時間：月～金 10時～18時 *祝日をのぞく）

いただいた回答は地域の子育て支援の充実に生かされます



(図・厚生労働省資料)

【用語の定義】

この調査票における用語の定義は以下のとおりです

- ・お 子 さん：特に注記がない限り、この調査票を送った封筒の宛名に記されているお子さんのことをいいます。
- ・幼 稚 園：学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設（学校教育法第22条）
- ・保 育 所：児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設
(児童福祉法第39条)
- ・認定こども園：幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）
- ・子 育 て：教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる支援
- ・教 育：問16までにおいては家庭での教育を含めた広い意味、問17以降においては幼児期の学校における教育の意味で用いています。